

大阪府 大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所

大阪市北区中之島1-3-20
電話 大阪 6208-7444
購読料(送料とも)月1,250円

目 次

告 示

- 放置自動車の処理 1
- 固定資産評価審査委員会委員の任命 1
- 放置自動車の処理 1
- 同 2
- 同 2
- 一般競争入札の執行（下水道用マンホール蓋^{ふた}の購入） 2
- 同（庁内情報利用パソコン等機器（ゆとりとみどり振興局）の借入れ） 3
- 同（庁内情報利用パソコン等機器（港湾局）の借入れ） 4
- 同（灯油等の購入） 6
- 同（磁気共鳴画像診断装置等の購入） 7
- 同（庁内情報利用端末機等（中央区役所ほか3区）の借入れ） 8
- 開発行為に関する工事の完了 9
- 同 10
- 長居第2陸上競技場ほか2施設の供用時間の変更の承認 10
- 大阪市立浪速屋内プールアイススケート場の供用時間の変更の承認 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出 11
- 同店舗の変更の届出 11
- 同 12
- 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和 12
- 市道の路線認定 12
- 市道の区域決定 13
- 市道の区域変更 13
- 市道の供用開始 13
- 放置自動車の処理 14
- 大阪都市計画事業放出駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画の変更 15
- 臨港緑地の一部の供用休止 15
- 一般競争入札の執行（軽油の購入） 15
- 指定給水装置工事事業者の指定 17
- 大阪市議会議員旭区選挙区補欠選挙の執行 17
- 大阪市議会議員旭区選挙区補欠選挙の開票事務等 17
- 大阪市鶴見区選挙管理委員会委員長の就任 17
- 大阪市住吉区選挙管理委員会委員長の就任 17
- 同委員会委員の氏名の変更 17
- 大阪市東住吉区選挙管理委員会委員長の就任 18
- 包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表 18

公 告

- 一般競争入札の執行（各種鉄くず等の売払い） 23
- 放置自動車の処理 24

告 示

大阪市告示第1088号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年10月6日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年10月20日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

種 類	場 所
普通自動車 (ミツビシ 紺色)	浪速区芦原1丁目1番先

(建設局管理部路政課)
(平18.10.6 揭示済)

大阪市告示第1089号

固定資産評価審査委員会委員 中畑 公一 他4名の任期満了に伴う後任委員として、平成18年10月8日付けをもって、次の者を任命する。

平成18年10月6日

大阪市長 關 淳 一

中 畑 公 一
宮 田 和 昌
山 本 尚 子
中 野 和 子
櫻 井 多 美

(総務局人事部人事担当)
(平18.10.6 揭示済)

大阪市告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第3項の規定により、次

のとおり公告する。

平成18年10月10日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年10月24日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	普通自動車 (スズキ 白色)	浪速区久保吉2丁目2番先
2	普通自動車 (トヨタ 紺色)	浪速区塩草2丁目9番先

(建設局管理部路政課)
(平18.10.10掲示済)



大阪市告示第1091号

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年10月11日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年10月25日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	普通自動車 (スズキ 銀色)	西成区花園北1丁目8番先
2	普通自動車 (ホンダ 銀色)	西成区花園北1丁目9番先
3	普通自動車 (スズキ 白色)	西成区花園北1丁目9番先

(建設局管理部路政課)
(平18.10.11掲示済)



大阪市告示第1091号の2

道路法(昭和27年法律第180号)第71条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成18年10月12日

大阪市長 關 淳 一

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成18年10月26日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

No.	種 類	場 所
1	普通自動車 (ダイハツ 白色)	西成区萩之茶屋1丁目2番先
2	普通自動車 (ダイハツ 灰色)	西成区太子1丁目1番先

(建設局管理部路政課)
(平18.10.12掲示済)



大阪市告示第1106号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成18年10月20日

大阪市長 關 淳 一

1 担当課

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号

大阪市財政局契約監理部

契約課 電話 06-4395-7161

審査課 電話 06-4395-7141

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

下水道用マンホール蓋 (T-25) (D) 640組

(電子入札対象案件)

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成19年3月15日

(4) 納入場所

本市指定場所

(5) 納入方法

別紙仕様書のとおり

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を財政局契約監理部審査課に行えば当該審査を行う。ただし、平成18年11月6日(月)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと

(3) 平成16・17・18・19年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「33建設・建築資材 B鉄製品類」で登録していること

(4) 当該物品又はこれと類似する物品について、同程度規模の納入実績を有する者であること

(5) 当該物品の試作品を本市都市環境局に提出し、製品検査に合格した物品であり、かつ本市同局が行なう製造工場の設備能力検査を合格していることを証明する書類の提出ができること。

なお、検査に合格していない場合は、下水道工事用材料販売業者採用申請を平成18年11月6日(月)までに大阪市都市環境局

<p>総務部経理課（電話06-6615-7543）に行うこと</p> <p>(6) 受注した際に当該物品を製造、組み立てることができる設備能力を有すること</p> <p>4 入札説明書の交付場所等</p> <p>(1) 入札説明書の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先システム上及び担当課（1に同じ）</p> <p>(2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成18年11月6日（月）まで無償により交付する。</p> <p>(3) 入札参加申請書の受付期間 公示の日の翌日から平成18年11月6日（月）まで</p> <p>5 入札執行の日時等</p> <p>(1) 電子入札による場合</p> <p>① 入札書受付期間 平成19年1月31日（水）から平成19年2月1日（木）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>② 開札予定日時 平成19年2月2日（金）午後1時30分</p> <p>③ 場所 システム上とする。</p> <p>(2) 紙入札による場合</p> <p>① 入札書受付期間 平成19年2月2日（金）午後1時から午後1時30分まで</p> <p>② 開札予定日時 平成19年2月2日（金）午後1時30分</p> <p>③ 場所 大阪市財政局契約監理部契約課第2入札室（1に同じ） ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成19年2月1日（木）午後5時までに必着のこと</p> <p>6 入札保証金等</p> <p>(1) 入札保証金 免除</p> <p>(2) 契約保証金 要。ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。</p> <p>(3) 保証人 不要</p> <p>(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 入札者に要求される事項 入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成18年11月6日（月）までに提出又は郵便等により必着しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。 なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>8 入札の無効</p>	<p>契約規則第28条第1項の規定に該当する入札</p> <p>9 その他</p> <p>(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。</p> <p>(2) 詳細は入札説明書による。</p> <p>10 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Sewage manhole covers (D) 640sets</p> <p>(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 6 November 2006</p> <p>(3) The date and time for the submission of tenders:</p> <p>① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 31 January 2007 to 5:00PM, 1 February 2007</p> <p>② in person:from 1:00PM to 1:30PM, 2 February 2007</p> <p>③ by post:5:00PM, 1 February 2007</p> <p>(4) A contact point where tender documents are available: Procurement Department, Contracts Division, Finance Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, Phone 06-4395-7161</p> <p style="text-align: right;">(財政局契約監理部契約課)</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>大阪市告示第1107号 一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。 平成18年10月20日 大阪市長 關 淳 一</p> <p>1 担当課 〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号 大阪市財政局契約監理部 契約課 電話 06-4395-7161 審査課 電話 06-4395-7141</p> <p>2 入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品及び数量 庁内情報利用パソコン等機器（ゆとりとみどり振興局）一式（その2） （電子入札対象案件）</p> <p>(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 借入期間 平成19年3月1日から平成22年11月30日まで 契約日から借入の始期までの間は準備期間とする。</p> <p>(4) 借入場所 入札説明書による。</p> <p>3 入札参加資格 次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。 なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を財政局契約監理部審査課に行えば当該審査を行う。ただし、平成18年11月6日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に</p>
---	--

<p>参加することができない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること</p> <p>(2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと</p> <p>(3) 平成16・17・18・19年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「46賃貸業務 A情報機器」で登録していること</p> <p>(4) 当該物品又はこれと類似する物品について、同程度規模の賃貸借契約の実績がある賃貸業者であること</p> <p>(5) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等証明書の提出ができること</p> <p>(6) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることの証明書の提出ができること</p> <p>(7) 仕様書に定めたインストール作業ができることの証明書の提出ができること</p> <p>(8) 当該物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターメンテナンス及び物品供給等について、適切かつ迅速な体制が整備されていることの証明書の提出が出来ること</p> <p>4 入札説明書の交付場所等</p> <p>(1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先システム上、及び担当課（1に同じ）</p> <p>(2) 入札説明書等の交付方法 公示の日の翌日から平成18年11月6日（月）まで無償により交付する。</p> <p>(3) 入札参加申請書の受付期間 公示の日の翌日から平成18年11月6日（月）午後5時まで</p> <p>5 入札執行の日時等</p> <p>(1) 電子入札による場合</p> <p>① 入札書受付期間 平成18年12月19日（火）から平成18年12月20日（水）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>② 開札予定日時 平成18年12月21日（木）午後1時30分</p> <p>③ 場所 システム上とする。</p> <p>(2) 紙入札による場合</p> <p>① 入札書受付期間 平成18年12月21日（木）午後1時から午後1時30分まで</p> <p>② 開札予定日時 平成18年12月21日（木）午後1時30分</p> <p>③ 場所 大阪市財政局契約監理部契約課第2入札室（1に同じ） ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成18年12月20日（水）午後5時までに必着のこと</p> <p>6 入札保証金等</p> <p>(1) 入札保証金 免除</p> <p>(2) 契約保証金 要 ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>(3) 保証人</p>	<p>不要</p> <p>(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 入札者に要求される事項 入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成18年11月6日（月）午後5時までに提出又は郵便等により必着しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。 なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>8 入札の無効 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札</p> <p>9 その他</p> <p>(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。</p> <p>(2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書による。</p> <p>10 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Personal Computer equipment for information system use (Recreation and Tourism Bureau) 1 set (2nd)</p> <p>(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00 PM, 6 November 2006</p> <p>(3) The date and time for the submission of tenders:</p> <p>① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 19 December 2006 to 5:00PM, 20 December 2006</p> <p>② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 21 December 2006</p> <p>③ by post: 5:00PM, 20 December 2006</p> <p>(4) A contact point where tender documents are available: Procurement Department, Contracts Division, Finance Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL.06-4395-7161 (財政局契約監理部契約課)</p> <p>~~~~~</p> <p>大阪市告示第1108号 一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。 平成18年10月20日 大阪市長 關 淳 一</p> <p>1 担当課 〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号 大阪市財政局契約監理部 契約課 電話 06-4395-7161</p>
---	--

<p>審査課 電話 06-4395-7141</p> <p>2 入札に付する事項</p> <p>(1) 借入物品及び数量 大阪市港湾局庁内情報利用パソコン等機器 一式 (電子入札対象案件)</p> <p>(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 借入期間 平成19年3月16日から平成23年3月15日まで 契約日から借入の始期までの間は準備期間とする。</p> <p>(4) 借入場所 入札説明書による。</p> <p>3 入札参加資格</p> <p>次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。</p> <p>なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を財政局契約監理部審査課に行えば当該審査を行う。ただし、平成18年11月6日（月）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること</p> <p>(2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと</p> <p>(3) 平成16・17・18・19年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「46賃貸業務 A情報機器」で登録していること</p> <p>(4) 当該物品又はこれと類似する物品について、同程度規模の賃貸借契約の実績がある賃貸業者者であること</p> <p>(5) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等証明書の提出ができること</p> <p>(6) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることの証明書の提出ができること</p> <p>(7) 仕様書に定めたインストール作業ができることの証明書の提出ができること</p> <p>(8) 当該物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターメンテナンス及び物品供給等について、適切かつ迅速な体制が整備されていることの証明書の提出が出来ること</p> <p>4 入札説明書の交付場所等</p> <p>(1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先システム上、及び担当課（1に同じ）</p> <p>(2) 入札説明書等の交付方法 公示の日の翌日から平成18年11月6日（月）まで無償により交付する。</p> <p>(3) 入札参加申請書の受付期間 公示の日の翌日から平成18年11月6日（月）午後5時まで</p> <p>5 入札執行の日時等</p> <p>(1) 電子入札による場合</p> <p>① 入札書受付期間 平成18年12月19日（火）から平成18年12月20日（水）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>② 開札予定日時 平成18年12月21日（木）午後1時30分</p> <p>③ 場所 システム上とする。</p>	<p>(2) 紙入札による場合</p> <p>① 入札書受付期間 平成18年12月21日（木）午後1時から午後1時30分まで</p> <p>② 開札予定日時 平成18年12月21日（木）午後1時30分</p> <p>③ 場所 大阪市財政局契約監理部契約課第2入札室（1に同じ） ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成18年12月20日（水）午後5時までに必着のこと</p> <p>6 入札保証金等</p> <p>(1) 入札保証金 免除</p> <p>(2) 契約保証金 要 ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>(3) 保証人 不要</p> <p>(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 入札者に要求される事項</p> <p>入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成18年11月6日（月）午後5時までに提出又は郵便等により必着しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。</p> <p>なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>8 入札の無効 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札</p> <p>9 その他</p> <p>(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。</p> <p>(2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書による。</p> <p>10 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Port & Harbor Bureau, City of Osaka Personal Computer equipment for information system use 1 set</p> <p>(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00 PM, 6 November 2006</p> <p>(3) The date and time for the submission of tenders:</p> <p>① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 19 December 2006 to 5:00PM, 20 December 2006</p> <p>② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 21 December 2006</p> <p>③ by post: 5:00PM, 20 December 2006</p>
--	--

(4) A contact point where tender documents are available:
Procurement Department, Contracts Division, Finance
Bureau, The City of Osaka
2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007,
TEL.06-4395-7161

(財政局契約監理部契約課)



大阪市告示第1109号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。
平成18年10月20日

大阪市長 關 淳 一

1 担当課

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市財政局契約監理部
契約課 電話 06-4395-7161
審査課 電話 06-4395-7141

2 入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

① 灯油 (放出下水処理場)	645KL
② 灯油 (平野下水処理場)	560KL
③ 灯油 (環境事業局A)	184KL
④ 灯油 (環境事業局B)	211KL
⑤ 揮発油 (環境事業局)	165KL
⑥ 揮発油 (消防局)	118KL
⑦ A重油 (港湾局)	346KL
⑧ 軽油 (環境事業局)	425KL

(以上、電子入札対象案件とする。)

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期間

平成19年1月1日から平成19年3月31日までの間

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 納入方法

入札説明書による。

(6) 入札方法

上記(1)①～⑧の物品ごとに入札に付する。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を財政局契約監理部審査課に行えば当該審査を行う。ただし、平成18年11月8日（水）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 入札参加申出時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと

(3) 平成16・17・18・19年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「31燃料・油脂類」で登録していること

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者であること

(5) 当該購入物品の規格に合致した物品を確かかつ十分に納入し得ることを証明した者であること

(6) 当該物品の納入に際し、本市の要請に応じて指定数量を迅速に納入することができる体制が整備されていること

(7) 災害発生時等に対応が可能な体制が整備されていること

(8) 上記2(1)⑦の物品については、給油船による給油を行うことが可能である旨を証明した者であること

4 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先システム上及び担当課（1に同じ）

(2) 入札説明書等の交付方法

公示の日から平成18年11月8日（水）まで無償により交付する。

(3) 入札参加申請書の受付期間

公示の日の翌日から平成18年11月8日（水）午後5時まで

5 入札執行の日時等

(1) 電子入札による場合

① 入札書受付期間

平成18年12月6日（水）から平成18年12月7日（木）までの午前9時から午後5時まで

② 開札予定日時

平成18年12月8日（金）午後1時30分

③ 場所

システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間

平成18年12月8日（金）午後1時から午後1時30分まで

② 開札予定日時

平成18年12月8日（金）午後1時30分

③ 場所

大阪市財政局契約監理部契約課第2入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成18年12月7日（木）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 保証人

不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

<p>7 入札者に要求される事項</p> <p>入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成18年11月8日(水)午後5時までに提出又は郵便等により必着しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。</p> <p>なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>8 入札の無効</p> <p>契約規則第28条第1項の規定に該当する入札</p> <p>9 その他</p> <p>(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。</p> <p>(2) 詳細は入札説明書による。</p> <p>(3) 最初の契約に係る入札公示日 平成18年1月20日</p> <p>10 Summary</p> <p>(1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:</p> <table border="0"> <tr><td>① Kerosine (Hanaten Sewage Treatment Plant)</td><td>645KL</td></tr> <tr><td>② Kerosine (Hirano Sewage Treatment Plant)</td><td>560KL</td></tr> <tr><td>③ Kerosine (Environmental Management Bureau A)</td><td>184KL</td></tr> <tr><td>④ Kerosine (Environmental Management Bureau B)</td><td>211KL</td></tr> <tr><td>⑤ Gasoline (Environmental Management Bureau)</td><td>165KL</td></tr> <tr><td>⑥ Gasoline (Osaka Municipal Fire Department)</td><td>118KL</td></tr> <tr><td>⑦ ClassA heavy oil (Port & Harbor Bureau)</td><td>346KL</td></tr> <tr><td>⑧ Gas oil (Environmental Management Bureau)</td><td>425KL</td></tr> </table> <p>(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 8 November 2006</p> <p>(3) The date and time for the submission of tenders:</p> <p>① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00AM, 6 December 2006 to 5:00PM, 7 December 2006</p> <p>② in person: from 1:00PM to 1:30PM, 8 December 2006</p> <p>③ by post: 5:00PM, 7 December 2006</p> <p>(4) A contact point where tender documents are available: Procurement Department, Contracts Division, Finance Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161 (財政局契約監理部契約課)</p> <p>~~~~~</p> <p>大阪市告示第1110号 一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。 平成18年10月20日 大阪市長 關 淳 一</p> <p>1 担当課 〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号 大阪市財政局契約監理部 契約課 電話 06-4395-7161</p>	① Kerosine (Hanaten Sewage Treatment Plant)	645KL	② Kerosine (Hirano Sewage Treatment Plant)	560KL	③ Kerosine (Environmental Management Bureau A)	184KL	④ Kerosine (Environmental Management Bureau B)	211KL	⑤ Gasoline (Environmental Management Bureau)	165KL	⑥ Gasoline (Osaka Municipal Fire Department)	118KL	⑦ ClassA heavy oil (Port & Harbor Bureau)	346KL	⑧ Gas oil (Environmental Management Bureau)	425KL	<p>審査課 電話 06-4395-7141</p> <p>2 入札に付する事項</p> <p>(1) 購入物品及び数量</p> <table border="0"> <tr><td>① 磁気共鳴画像診断装置</td><td>一式</td></tr> <tr><td>② X線コンピュータ断層撮影装置</td><td>一式</td></tr> </table> <p>(以上、電子入札対象案件とする。)</p> <p>(2) 購入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 納入期限 平成19年3月31日</p> <p>(4) 納入場所 大阪市立総合医療センター</p> <p>(5) 入札方法 上記(1)①～②の物品ごとに入札に付する。</p> <p>3 入札参加資格</p> <p>次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。</p> <p>なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を財政局契約監理部審査課に行えば当該審査を行う。ただし、平成18年11月2日(木)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること</p> <p>(2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと</p> <p>(3) 平成16・17・18・19年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「21医療・理化学機器」で登録していること</p> <p>(4) 当該物品又はこれと類似する物品について、同程度規模の納入実績があること</p> <p>(5) 当該物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービス及び部品供給等について、納入後10年にわたり適切かつ迅速な体制が整備されていることを証明できること</p> <p>(6) 仕様書記載の条件を満たす性能証明書の提出ができること</p> <p>(7) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条の3の規定による管理医療機器販売業の許可を受けていることの証明書の提出ができること</p> <p>4 入札説明書の交付場所等</p> <p>(1) 入札説明書の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当課(1に同じ)</p> <p>(2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成18年11月2日(木)まで無償により交付する。</p> <p>(3) 入札参加申請書の受付期間 公示の日の翌日から平成18年11月2日(木)午後5時まで</p> <p>5 入札執行の日時等</p> <p>(1) 電子入札による場合</p> <table border="0"> <tr><td>① 入札書受付期間</td><td>平成18年12月4日(月)から平成18年12月5日(火)までの午前9時から午後5時まで</td></tr> <tr><td>② 開札予定日時</td><td>平成18年12月6日(水)午後1時30分</td></tr> <tr><td>③ 場所</td><td>システム上とする。</td></tr> </table>	① 磁気共鳴画像診断装置	一式	② X線コンピュータ断層撮影装置	一式	① 入札書受付期間	平成18年12月4日(月)から平成18年12月5日(火)までの午前9時から午後5時まで	② 開札予定日時	平成18年12月6日(水)午後1時30分	③ 場所	システム上とする。
① Kerosine (Hanaten Sewage Treatment Plant)	645KL																										
② Kerosine (Hirano Sewage Treatment Plant)	560KL																										
③ Kerosine (Environmental Management Bureau A)	184KL																										
④ Kerosine (Environmental Management Bureau B)	211KL																										
⑤ Gasoline (Environmental Management Bureau)	165KL																										
⑥ Gasoline (Osaka Municipal Fire Department)	118KL																										
⑦ ClassA heavy oil (Port & Harbor Bureau)	346KL																										
⑧ Gas oil (Environmental Management Bureau)	425KL																										
① 磁気共鳴画像診断装置	一式																										
② X線コンピュータ断層撮影装置	一式																										
① 入札書受付期間	平成18年12月4日(月)から平成18年12月5日(火)までの午前9時から午後5時まで																										
② 開札予定日時	平成18年12月6日(水)午後1時30分																										
③ 場所	システム上とする。																										

<p>(2) 紙入札による場合</p> <p>① 入札書受付期間 平成18年12月6日(水)午後1時から午後1時30分まで</p> <p>② 開札予定日時 平成18年12月6日(水)午後1時30分</p> <p>③ 場所 大阪市財政局契約監理部契約課第2入札室(1に同じ) ただし、大阪市契約規則(昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。)第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成18年12月5日(火)午後5時までに必着のこと</p> <p>6 入札保証金等</p> <p>(1) 入札保証金 免除</p> <p>(2) 契約保証金 要 ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。</p> <p>(3) 保証人 不要</p> <p>(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 入札者に要求される事項 入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成18年11月2日(木)午後5時までに提出又は郵便等により必着しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。 なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>8 入札の無効 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札</p> <p>9 その他</p> <p>(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。</p> <p>(2) 詳細は入札説明書による。</p> <p>10 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased:</p> <p>① Magnetic Resonance Imaging system 1 set</p> <p>② X-ray Computed Tomography Scanner 1 set</p> <p>(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00 PM, 2 November 2006</p> <p>(3) The date and time for the submission of tenders:</p> <p>① on the Osaka City Electronic Tender System: from 9:00 AM, 4 December 2006 to 5:00 PM, 5 December 2006</p> <p>② in person: from 1:00 PM to 1:30 PM, 6 December 2006</p> <p>③ by post: 5:00 PM, 5 December 2006</p> <p>(4) A contact point where tender documents are available: Procurement Department, Contracts Division, Finance Bureau,</p>	<p>The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161</p> <p style="text-align: right;">(財政局契約監理部契約課)</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>大阪市告示第1111号 一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。 平成18年10月20日</p> <p style="text-align: right;">大阪市長 關 淳 一</p> <p>1 担当課 〒556-8501 大阪市浪速区敷津東1丁目4番20号 大阪市浪速区役所 総務課 電話 06-6647-9942</p> <p>2 入札に関する事項</p> <p>(1) 借入物品及び数量</p> <p>① 庁内情報利用端末機等(中央区役所) 一式</p> <p>② 庁内情報利用端末機等(西区役所) 一式</p> <p>③ 庁内情報利用端末機等(天王寺区役所) 一式</p> <p>④ 庁内情報利用端末機等(浪速区役所) 一式 (ただし①~④は合併入札で行なう)</p> <p>(2) 借入物品の特質等 入札説明書による。</p> <p>(3) 借入期間 ①~④平成19年3月1日から平成23年2月28日まで 契約日から借入の始期までの間は準備期間とする。</p> <p>(4) 借入場所 入札説明書による。</p> <p>3 入札資格審査 次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。 なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を財政局契約監理部審査課に行なえば当該審査を行なう。ただし、平成18年11月2日(木)までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること</p> <p>(2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと</p> <p>(3) 平成16・17・18・19年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「46賃貸業務 A 情報機器」で登録していること</p> <p>(4) 当該物品又はこれと類似する物品について、同程度規模の賃貸借契約の実績がある賃貸業者であること</p> <p>(5) 仕様書記載の条件を満たす納入予定物品諸元等証明書の提出ができること</p> <p>(6) 機器の据付、接続及び調整のできる体制が整備されていることの証明書の提出ができること</p> <p>(7) 仕様書に定めたインストール作業ができることの証明書の提出ができること</p> <p>(8) 当該物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービス及び部品供給等について、適切かつ迅速な体制が整備されて</p>
---	--

<p>いることの証明書の提出ができること</p> <p>4 入札説明書の交付場所等</p> <p>(1) 入札説明書等の交付場所、入札参加申請書の受付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先担当課（1に同じ）</p> <p>(2) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成18年11月2日（木）まで無償により交付する。</p> <p>(3) 入札参加申請書の受付期間 公示の日の翌日から平成18年11月2日（木）午後5時まで</p> <p>5 入札執行の日時等</p> <p>(1) 入札書受付期間 平成18年12月15日（金）午前10時から午前10時30分</p> <p>(2) 開札予定日時 平成18年12月15日（金）午前10時30分</p> <p>(3) 場所 大阪市浪速区役所 7階704会議室（1に同じ） ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成18年12月14日（木）午後5時までに必着のこと</p> <p>6 入札保証金等</p> <p>(1) 入札保証金 免除</p> <p>(2) 契約保証金 要 ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。</p> <p>(3) 保証人 不要</p> <p>(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 入札者に要求される事項 入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成18年11月2日（木）午後5時までに提出又は郵便等により必着しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。 なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>8 入札の無効 契約規則第28条第1項の規定に該当する入札</p> <p>9 その他</p> <p>(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。</p> <p>(2) この調達は、地方自治法施行令第167条の17に該当する長期継続契約案件である。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書による。</p> <p>10 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be leased: Personal Computer equipment for information system use (Chuo Ward Office) 1 set</p>	<p>(Nishi Ward Office) 1 set</p> <p>(Tennoji Ward Office) 1 set</p> <p>(Naniwa Ward Office) 1 set</p> <p>(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 2 November 2006</p> <p>(3) The date and time for the submission of tenders: ① in person:from 10:00AM to 10:30AM, 15 December 2006 ② by post: 5:00PM, 14 December 2006</p> <p>(4) A contact point where tender documents are available: General Affairs Department, Naniwa Ward Office 4 -20, Shikitu Higashi 1 -chome Naniwa-ku Osaka city, 556-8501 TEL06-6647-9942 (浪速区役所総務課)</p> <p>~~~~~</p> <p>大阪市告示第1112号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。 平成18年10月20日 大阪市長 關 淳 一</p> <p>1 許可番号 平成18年2月14日大阪市指令計（開）第104号</p> <p>2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 大阪市平野区加美北9丁目17番1、17番10</p> <p>3 許可を受けた者の住所及び氏名 大阪市平野区流町1丁目12番12号 株式会社 カヤノキ建設 代表取締役 榎木 隆</p> <p>4 新たに設置された公共施設</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">公共施設の種類</th> <th colspan="2">概 要</th> <th rowspan="2">管理者</th> <th rowspan="2">用地の帰 属</th> <th rowspan="2">摘 要</th> </tr> <tr> <th>幅員(管径)</th> <th>延長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道 路</td> <td>m 4.000</td> <td>m 22.450</td> <td>開発者</td> <td>開発者</td> <td>すみ切り2カ所含む</td> </tr> <tr> <td>道 路</td> <td>m 1.091</td> <td>m 20.417</td> <td>大阪市</td> <td>大阪市</td> <td>拡幅</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>mm D=150</td> <td>m 3.150</td> <td>大阪市</td> <td>—</td> <td>集水ますI型 インバート付1カ 所 新設工</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。 (計画調整局開発企画部開発指導課)</p> <p>~~~~~</p> <p>大阪市告示第1113号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可</p>	公共施設の種類	概 要		管理者	用地の帰 属	摘 要	幅員(管径)	延長	道 路	m 4.000	m 22.450	開発者	開発者	すみ切り2カ所含む	道 路	m 1.091	m 20.417	大阪市	大阪市	拡幅	下水道	mm D=150	m 3.150	大阪市	—	集水ますI型 インバート付1カ 所 新設工
公共施設の種類	概 要		管理者	用地の帰 属				摘 要																			
	幅員(管径)	延長																									
道 路	m 4.000	m 22.450	開発者	開発者	すみ切り2カ所含む																						
道 路	m 1.091	m 20.417	大阪市	大阪市	拡幅																						
下水道	mm D=150	m 3.150	大阪市	—	集水ますI型 インバート付1カ 所 新設工																						

した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年10月20日

大阪市長 關 淳 一

- 1 許可番号
平成18年 8 月30日大阪市指令計（開）第18-35号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
大阪市港区田中 2 丁目 6 番 2
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市福島区野田 5 丁目17番22-701号
株式会社 大拓
代表取締役 進戸 秀人
- 4 新たに設置された公共施設

公共施設の種類	概 要		管理者	用地の帰 属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
道 路	m 4.500	m 16.499	開発者	開発者	すみ切り 2カ所含む
下水道	mm D=150	m 5.800	大阪市	-	集水ます I 型 インバート付 1 カ 所 新設工
下水道	-	-	大阪市	-	0号組立マンホール 1 カ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設の種類	概 要		管理者	用地の帰 属	摘 要
	幅員(管径)	延長			
下水道	-	-	大阪市	-	集水ます I 型 1 カ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市計画調整局開発企画部開発指導課において閲覧することができる。

(計画調整局開発企画部開発指導課)

大阪市告示第1114号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成18年10月20日

大阪市長 關 淳 一

施設名	月 日	供用時間
長居第2陸上競技場	11月4日（土）	午前8時から午後9時まで
	11月11日（土）	午前8時から午後9時まで
	11月18日（土）	午前8時から午後9時まで
	11月23日（木・祝）	午前8時から午後9時まで
	11月25日（土）	午前8時から午後9時まで
長居球技場	11月15日（水）	午前8時から午後9時まで
長居相撲場	11月11日（土）	午前8時から午後9時まで
	11月23日（木・祝）	午前8時から午後9時まで

(ゆとりとみどり振興局スポーツ部生涯スポーツ担当)

大阪市告示第1115号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、供用時間の変更を承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成18年10月20日

大阪市長 關 淳 一

- 1 施設名
大阪市立浪速屋内プール アイススケート場
- 2 変更内容

- 11月1日（水） 午前6時30分から午前8時まで及び午前10時から翌日午前2時まで
- 11月2日（木） 午前6時から翌日午前0時15分まで
- 11月3日（金） 午前6時30分から翌日午前3時45分まで
- 11月4日（土） 午前7時から翌日午前2時まで
- 11月5日（日） 午前5時15分から翌日午前2時まで
- 11月6日（月） 午前10時から翌日午前3時45分まで
- 11月7日（火） 午前6時から午前8時まで及び午前10時から翌日午前0時15分まで
- 11月8日（水） 午前6時30分から午前8時まで及び午前10時から翌日午前0時15分まで
- 11月9日（木） 午前6時から翌日午前3時45分まで
- 11月10日（金） 午前6時30分から午前8時まで及び午前10時から翌日午前2時まで
- 11月11日（土） 午前6時30分から翌日午前0時まで
- 11月12日（日） 午前7時から翌日午前0時15分まで
- 11月13日（月） 午前6時30分から午前8時まで及び午前10時から翌日午前2時まで
- 11月14日（火） 午前6時から午前8時まで及び午前10時から翌日午前2時まで
- 11月15日（水） 午前6時30分から午前8時まで及び午前10時から翌日午前3時45分まで
- 11月16日（木） 午前6時から翌日午前2時まで
- 11月17日（金） 午前6時30分から午前8時まで及び午前10時から翌日午前3時45分まで
- 11月18日（土） 午前6時30分から翌日午前0時15分まで
- 11月19日（日） 午前7時から翌日午前0時15分まで
- 11月20日（月） 午前6時30分から午前8時まで及び午前10時から翌日午前2時まで
- 11月21日（火） 午前6時から午前8時まで及び午前10時から翌日午前2時まで
- 11月22日（水） 午前6時30分から午前8時まで及び午前10時から翌日午前2時まで
- 11月23日（木） 午前6時30分から翌日午前2時まで
- 11月24日（金） 午前10時から翌日午前3時45分まで
- 11月25日（土） 午前6時30分から翌日午前2時30分まで
- 11月26日（日） 午前7時から翌日午前0時45分まで
- 11月27日（月） 午前10時から翌日午前0時15分まで
- 11月28日（火） 午前6時から午前8時まで及び午前10時から翌日午前0時15分まで
- 11月29日（水） 午前6時30分から午前8時まで及び

午前10時から翌日午前2時まで
 11月30日(木) 午前6時から午後11時まで
 (ゆとりとみどり振興局スポーツ生涯スポーツ担当)



大阪市告示第1116号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月20日

大阪市長 關 淳 一

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 近鉄百貨店本店南商業ビル(仮称)
 大阪市阿倍野区阿倍野筋2丁目2番1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
 株式会社近鉄百貨店 代表取締役 中川 文雄
 大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目1番43号
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所
 未定
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
 平成20年2月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 9,950㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ① 駐車場の収容台数
140台
 - ② 駐輪場の収容台数
428台
 - ③ 荷さばき施設の面積
53.0㎡
 - ④ 廃棄物等の保管施設の容量
57.53㎡
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ① 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 ア 開店時刻 午前10時
 イ 閉店時刻 午後9時
 - ② 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前9時30分から午後10時まで
 - ③ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - ④ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成18年10月5日

3 届出及び添付書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所
 - ① 大阪市経済局産業振興部商業振興課
 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪役所7階
 - ② 大阪市阿倍野区役所区民企画室
 大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号 大阪市阿倍野区役

- 所2階
- (2) 期間
平成18年10月20日(金)から平成19年2月20日(火)まで
- (3) 時間
午前9時30分から午後5時まで(日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。)

4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成19年2月20日(火)
- (2) 提出先
上記3(1)①及び②と同じ

(経済局産業振興部商業振興課)



大阪市告示第1117号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月20日

大阪市長 關 淳 一

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 クロスシティ 弁天町
 大阪市港区弁天1丁目3番3号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
 オリックス・リアルエステート株式会社
 代表取締役 西名 弘明
 東京都港区浜松町2丁目4番1号
- (3) 変更事項
 - ① 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (変更前) (仮称) 弁天一丁目複合施設
 大阪市港区弁天1丁目3番1号,2号
 (変更後) クロスシティ 弁天町
 大阪市港区弁天1丁目3番3号
 - ② 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び所在地
 (変更前) 未定
 (変更後) 株式会社スーパーナショナル
 代表取締役 大野 暢文
 大阪市大正区千島3丁目11番8号
 ほか3名

(4) 変更年月日

平成18年9月1日

2 届出年月日

平成18年10月6日

3 届出書類の縦覧

- (1) 縦覧に供する場所
 大阪市経済局産業振興部商業振興課
 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪役所7階
- (2) 期間
 平成18年10月20日(金)から平成19年2月20日(火)まで

<p>(3) 時間 午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）</p> <p>4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先</p> <p>(1) 提出期限 平成19年2月20日（火）</p> <p>(2) 提出先 上記3(1)と同じ (経済局産業振興部商業振興課)</p> <p>~~~~~</p> <p>大阪市告示第1118号 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。 平成18年10月20日 大阪市長 關 淳 一</p> <p>1 届出の概要</p> <p>(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地</p> <p>① 大阪ターミナルビル 大阪市北区梅田3丁目1番1号</p> <p>② 大阪駅新北ビル（仮称） 大阪市北区梅田3丁目1番1号</p> <p>(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所 大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役 池田 靖忠 大阪市北区梅田1丁目3番1-1100号</p> <p>(3) 変更事項 大規模小売店舗を設置する者の氏名 (変更前) 大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役 五味 一彦 (変更後) 大阪ターミナルビル株式会社 代表取締役 池田 靖忠</p> <p>(4) 変更年月日 平成18年7月5日</p> <p>2 届出年月日 平成18年10月6日</p> <p>3 届出書類の縦覧</p> <p>(1) 縦覧に供する場所 大阪市経済局産業振興部商業振興課 大阪市北区中之島1丁目3番20号 大阪市役所7階</p> <p>(2) 期間 平成18年10月20日（金）から平成19年2月20日（火）まで</p> <p>(3) 時間 午前9時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日、祝日その他の大阪市の休日を除く。）</p> <p>4 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定による意見書の提出期限及び提出先</p> <p>(1) 提出期限 平成19年2月20日（火）</p> <p>(2) 提出先</p>	<p>上記3(1)と同じ (経済局産業振興部商業振興課)</p> <p>~~~~~</p> <p>大阪市告示第1119号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第3項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について許可したので、同条第8項の規定により次のとおり公告する。 なお、その関係書類は、大阪市住宅局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。 平成18年10月20日 大阪市長 關 淳 一</p> <ul style="list-style-type: none"> ・許可年月日及び許可番号 平成18年10月10日 第412号 ・許可区域の名称 梅田タワー ・許可区域の位置 大阪市北区鶴野町33番、34番1 <p>(住宅局建築指導部建築企画課)</p> <p>~~~~~</p> <p>大阪市告示第1120号 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定する。 その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。 平成18年10月20日 大阪市長 關 淳 一</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">路 線 名</th> <th style="width: 70%;">起 点 終 点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>港 区 第2006-01号線</td> <td>港区八幡屋4丁目101番地 同区同 4丁目101番地 (参考図参照)</td> </tr> <tr> <td>平 野 区 第2006-04号線</td> <td>平野区喜連東4丁目229番地 同 区同 4丁目226番地 (参考図参照)</td> </tr> <tr> <td>平 野 区 第2006-05号線</td> <td>平野区喜連東4丁目262番の2地 同 区同 4丁目254番の1地 (参考図参照)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(建設局管理部管理課)</p> <p>~~~~~</p> <p>大阪市告示第1121号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。</p>	路 線 名	起 点 終 点	港 区 第2006-01号線	港区八幡屋4丁目101番地 同区同 4丁目101番地 (参考図参照)	平 野 区 第2006-04号線	平野区喜連東4丁目229番地 同 区同 4丁目226番地 (参考図参照)	平 野 区 第2006-05号線	平野区喜連東4丁目262番の2地 同 区同 4丁目254番の1地 (参考図参照)
路 線 名	起 点 終 点								
港 区 第2006-01号線	港区八幡屋4丁目101番地 同区同 4丁目101番地 (参考図参照)								
平 野 区 第2006-04号線	平野区喜連東4丁目229番地 同 区同 4丁目226番地 (参考図参照)								
平 野 区 第2006-05号線	平野区喜連東4丁目262番の2地 同 区同 4丁目254番の1地 (参考図参照)								

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。
平成18年10月20日
大阪市長 關 淳 一

路線名	区 間	敷地の幅員	敷地の延長
港区 第2006-01号線	港区八幡屋4丁目 101番地から 同区同 4丁目 101番地まで (参考図参照)	m 4.00～ 8.27	m 51.21
平野区 第2006-04号線	平野区喜連東4丁目 229番地から 同区同 4丁目 226番地まで (参考図参照)	6.00～ 7.01	62.18
平野区 第2006-05号線	平野区喜連東4丁目 262番の2地から 同区同 4丁目 254番の1地まで (参考図参照)	4.00～ 20.25	82.99

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第1122号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を変更する。
その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。
平成18年10月20日
大阪市長 關 淳 一

路線名	区 間	旧 新別	敷地の幅員	敷地の延長
東淀川区 第769号線	東淀川区大桐5丁目 208番の5地から 同区同 5丁目 208番の5地まで	旧	m 1.82	m 46.12
		新	2.91～ 4.91	46.12
城東区 第698号線	城東区新喜多東1丁目 1338番の1地から 同区同 1丁目 1338番の1地まで (参考図参照)	旧	m 4.00～ 8.93	m 130.37
		新	13.97～ 22.91	130.37

城東区 第2300号線	城東区新喜多東1丁目 1338番の1地から 同区同 1丁目 1338番の1地まで (参考図参照)	旧	m 3.60～ 4.06	m 10.75
		新	3.60～ 4.06 及び 10.60～ 13.20	10.75 及び 83.47

(建設局管理部管理課)

大阪市告示第1123号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように市道の供用を開始する。
その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。
平成18年10月20日
大阪市長 關 淳 一

路線名	区 間	供用開始の期日
港区 第2006-01号線	港区八幡屋4丁目 101番地から 同区同 4丁目 101番地まで (参考図参照)	告示の日
平野区 第2006-04号線	平野区喜連東4丁目 229番地から 同区同 4丁目 226番地まで (参考図参照)	告示の日
平野区 第2006-05号線	平野区喜連東4丁目 262番の2地から 同区同 4丁目 254番の1地まで (参考図参照)	告示の日
東淀川区 第769号線	東淀川区大桐5丁目 208番の5地から 同区同 5丁目 208番の5地まで	告示の日
城東区 第698号線	城東区新喜多東1丁目 1338番の1地から 同区同 1丁目 1338番の1地まで (参考図参照)	告示の日
城東区 第2300号線	城東区新喜多東1丁目 1338番の1地から 同区同 1丁目 1338番の1地まで (参考図参照)	告示の日

(建設局管理部管理課)

7	普通自動車 (ニッサン 銀色)	西淀川区中島1丁目22番先
8	普通自動車 (スバル 白色)	西淀川区中島2丁目10番先
9	自動二輪車 (ヤマハ 紺色)	東淀川区上新庄2丁目17番先
10	自動二輪車 (ヤマハ 黄色)	北区松ヶ枝町2番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第1125号

大阪都市計画事業放出駅周辺地区土地区画整理事業の事業計画を変更したので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第13項において準用する同条第9項及び土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第4条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月20日

大阪市長 關 淳 一

- 土地区画整理事業の名称
大阪都市計画事業放出駅周辺地区土地区画整理事業
- 事務所の所在地
大阪市鶴見区放出東2丁目4番1号
大阪市放出土地区画整理事務所
- 事業計画の年月日
平成7年3月16日
- 事業施行期間
変更前 平成7年3月16日から平成19年3月31日
変更後 平成7年3月16日から平成25年3月31日
- 事業計画の変更の年月日
平成18年10月20日

(建設局 放出土地区画整理事務所)

大阪市告示第1126号

次のとおり、臨港緑地の一部の供用を休止する。

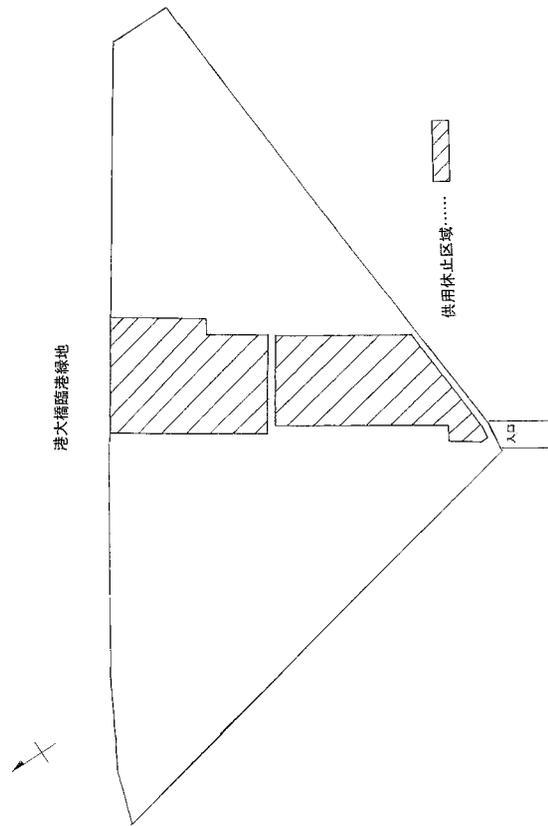
平成18年10月20日

大阪市長 關 淳 一

- 臨港緑地

供用休止期間	名 称	位 置	摘 要
平成18年 10月23日から 平成19年 11月3日まで	港 大 橋 臨 港 緑 地	大阪市住之江 区南港東9丁 目	港大橋耐震補 強工事で使用 するため

(港湾局計画整備部環境緑地課)



大阪市交通局告示第35号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成18年10月20日

大阪市交通局長 岡 本 勉

- 担当課
〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号
大阪市財政局契約監理部
契約課 電話 06-4395-7161
審査課 電話 06-4395-7141

2 入札に付する事項

- 購入物品及び予定数量

- ① 軽油A 800 K L
- ② 軽油B 560 K L
- ③ 軽油C 690 K L
- ④ 軽油D 540 K L
- ⑤ 軽油E 480 K L

(以上、電子入札対象案件とする。)

- 購入物品の特質等
入札説明書による。
- 納入期間
平成19年1月1日から平成19年3月31日までの間
- 納入場所
入札説明書による。
- 納入方法
当局が指定した日時に、指定する数量を納入すること
- 入札方法

<p>上記(1)①～⑤の物品ごとに入札に付する。</p> <p>3 入札参加資格</p> <p>次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。</p> <p>なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を財政局契約監理部審査課に行えば当該審査を行う。ただし、平成18年11月8日（水）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること</p> <p>(2) 入札参加申請時において、大阪市競争入札指名停止措置要綱に基づく指名停止を受けていないこと</p> <p>(3) 平成16・17・18・19年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「31 燃料・油脂類」で登録していること</p> <p>(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年12月27日法律第96号）の規定に基づく石油販売業の届出をしている者であること</p> <p>(5) 当該購入物品の規格に合致した物品を確かかつ十分に納入し得ることを証明した者であること</p> <p>(6) 災害発生時等に対応が可能な体制が整備されていること</p> <p>4 入札説明書の交付場所等</p> <p>(1) 入札説明書の交付場所、入札参加申請書の受付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 システム上及び担当課（1に同じ）</p> <p>(2) 契約条項を示す場所 大阪市西区九条南1丁目12番62号 大阪市交通局総務部経理課 電話 06-6585-6254</p> <p>(3) 入札説明書等の交付方法 公示の日から平成18年11月8日（水）まで無償により交付する。</p> <p>(4) 入札参加申請書の受付期間 公示の日の翌日から平成18年11月8日（水）午後5時まで</p> <p>5 入札執行の日時等</p> <p>(1) 電子入札による場合</p> <p>① 入札書受付期間 平成18年12月6日（水）から平成18年12月7日（木）までの午前9時から午後5時まで</p> <p>② 開札予定日時 平成18年12月8日（金）午後1時30分</p> <p>③ 場所 システム上とする。</p> <p>(2) 紙入札による場合</p> <p>① 入札書受付期間 平成18年12月8日（金）午後1時から午後1時30分まで</p> <p>② 開札予定日時 平成18年12月8日（金）午後1時30分</p> <p>③ 場所 大阪市財政局契約監理部契約課第2入札室（1に同じ） ただし、大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号。以下「契約規程」という。）第21条第3項に規定する郵便等による入札の場合は平成18年12月7日（木）午後5時までに必着のこと</p> <p>6 入札保証金等</p> <p>(1) 入札保証金</p>	<p>免除</p> <p>(2) 契約保証金 要 ただし、契約規程第36条第1項の規定に該当する場合は、免除する。</p> <p>(3) 保証人 不要</p> <p>(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。</p> <p>7 入札者に要求される事項 入札に参加を希望する者は、本公示に示した入札参加申請書等を平成18年11月8日（水）午後5時までに提出又は郵便等により必着しなければならない。提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。 なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。</p> <p>8 入札の無効 契約規程第24条第1項の規定に該当する入札</p> <p>9 その他</p> <p>(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。</p> <p>(2) 詳細は入札説明書による。</p> <p>(3) 最初の契約に係る入札公示日 平成18年1月20日</p> <p>10 Summary</p> <p>(1) Nature and estimated quantity of the products to be purchased:</p> <table border="0"> <tr> <td>① Gas oil A</td> <td>800KL</td> </tr> <tr> <td>② Gas oil B</td> <td>560KL</td> </tr> <tr> <td>③ Gas oil C</td> <td>690KL</td> </tr> <tr> <td>④ Gas oil D</td> <td>540KL</td> </tr> <tr> <td>⑤ Gas oil E</td> <td>480KL</td> </tr> </table> <p>(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 8 November 2006</p> <p>(3) The date and time for the submission of tenders:</p> <table border="0"> <tr> <td>① on the Osaka City Electronic Tender System:</td> <td>from 9:00AM,6 December 2006 to 5:00PM,7 December 2006</td> </tr> <tr> <td>② in person:</td> <td>from 1:00PM to 1:30PM,8 December 2006</td> </tr> <tr> <td>③ by post:</td> <td>5:00PM, 7 December 2006</td> </tr> </table> <p>(4) A contact point where tender documents are available: Procurement Department, Contracts Division, Finance Bureau, The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552 - 0007, TEL06-4395-7161</p> <p style="text-align: right;">(交通局総務部総務課)</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p>	① Gas oil A	800KL	② Gas oil B	560KL	③ Gas oil C	690KL	④ Gas oil D	540KL	⑤ Gas oil E	480KL	① on the Osaka City Electronic Tender System:	from 9:00AM,6 December 2006 to 5:00PM,7 December 2006	② in person:	from 1:00PM to 1:30PM,8 December 2006	③ by post:	5:00PM, 7 December 2006
① Gas oil A	800KL																
② Gas oil B	560KL																
③ Gas oil C	690KL																
④ Gas oil D	540KL																
⑤ Gas oil E	480KL																
① on the Osaka City Electronic Tender System:	from 9:00AM,6 December 2006 to 5:00PM,7 December 2006																
② in person:	from 1:00PM to 1:30PM,8 December 2006																
③ by post:	5:00PM, 7 December 2006																

大阪市水道局告示第56号

大阪市水道事業給水条例（昭和33年大阪市条例第19号）第13条第1項の規定に基づき、次の者を指定給水装置工事業者に指定したので、大阪市水道事業給水条例施行規程（昭和33年大阪市水道事業管理規程第4号）第17条第1項の規定に基づき告示する。

平成18年10月20日

大阪市水道局長 近 藤 明 男

名 称	所 在 地	指 定 日
（株）岸沢設備工産	東大阪市善根寺町5丁目1番38号	平成18年10月10日

（水道局工務部給水担当）

~~~~~

**大阪市選挙管理委員会告示第17号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第113条第1項の規定により、大阪市議会議員旭区選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

平成18年10月6日

大阪市選挙管理委員会  
委員長 柳 井 傳 八

- 選挙期日  
平成18年10月15日
- 選挙すべき議員の数  
1人  
  
(選挙管理委員会事務局選挙課)  
(平18.10.6 揭示済)

~~~~~

大阪市選挙管理委員会告示第18号

平成18年10月15日執行の大阪市議会議員旭区選挙区補欠選挙に関し、次のとおり告示する。

平成18年10月6日

大阪市選挙管理委員会
委員長 柳 井 傳 八

- 開票の事務は、選挙会の事務に併せて行う。
- 選挙長及び選挙長職務代理者
選挙長
住所 大阪市旭区赤川2丁目8番17号
氏名 西 浦 将 夫
選挙長職務代理者
住所 大阪市旭区中宮2丁目21番25号
氏名 吉 岡 末 敏
- 選挙会の場所及び日時
場所 大阪市旭区中宮1丁目11番14号
大阪市立旭区民センター 大ホール
日時 平成18年10月15日 午後9時
- ポスター掲示場にポスターの掲示を開始することができる日
平成18年10月6日
- 選挙公報に掲載する掲載文の申請

申請期日 平成18年10月6日 午前8時30分から午後5時まで
申請受理場所 午前10時まで 大阪市旭区大宮1丁目1番17号
大阪市旭区役所 第2・3会議室
午前10時以降 大阪市旭区大宮1丁目1番17号
大阪市旭区役所内 大阪市旭区選挙管理委員会
事務室

- 選挙公報の掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時
場所 大阪市旭区大宮1丁目1番17号
大阪市旭区役所内 大阪市旭区選挙管理委員会
日時 平成18年10月6日 午後5時30分から
- 選挙運動に関する支出金額の制限額
6,621,300円

(選挙管理委員会事務局選挙課)
(平18.10.6 揭示済)

~~~~~

**大阪市鶴見区（選）告示第22号**

平成18年10月10日次の者が大阪市鶴見区選挙管理委員会委員長に就任した。

平成18年10月10日

大阪市鶴見区選挙管理委員会  
委員長 音 在 秀 信

住所 大阪市鶴見区諸口4丁目5番17号

氏名 音 在 秀 信

(鶴見区役所住民情報課)  
(平18.10.10 揭示済)

~~~~~

大阪市住吉区（選）告示第36号

平成18年10月6日次の者が大阪市住吉区選挙管理委員会委員長に就任した。

平成18年10月6日

大阪市住吉区選挙管理委員会
委員長 奥 野 清 一

住所 大阪市住吉区遠里小野5丁目16番8号

氏名 奥 野 清 一

(住吉区役所住民情報課)
(平18.10.6 揭示済)

~~~~~

**大阪市住吉区（選）告示第37号**

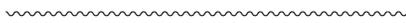
大阪市住吉区選挙管理委員会の次の委員は、平成18年10月6日次のとおり氏名を変更した。

平成18年10月6日

大阪市住吉区選挙管理委員会  
委員長 奥 野 清 一

| 委員の氏名 | 変更後の氏名 | 変更前の氏名 |
|-------|--------|--------|
| 一高 省五 | 一高 省五  | 一高 省五  |

(住吉区役所住民情報課)  
(平18.10.6 掲示済)



**大阪市東住吉区（選）告示第20号**

平成18年10月6日次の者が大阪市東住吉区選挙管理委員会委員長に就任した。

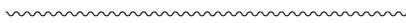
平成18年10月6日

大阪市東住吉区選挙管理委員会  
委員長 花 垣 庄 一

住所 大阪市東住吉区田辺2丁目9番15号

氏名 花 垣 庄 一

(東住吉区役所住民情報課)  
(平18.10.6 掲示済)



**大阪市監査委員告示第51号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年10月20日

大阪市監査委員 新 田 孝  
同 奥 野 正 美  
同 高 橋 敏 朗  
同 高 瀬 桂 子

包括外部監査の結果に関する報告に基づき講じた措置の通知の公表

1(1) 通知を行った者の氏名

大阪市長 關 淳 一

(2) 通知を受けた日

平成18年9月22日

(3) 講じた措置の内容

・ 補助金及び交付金の財務事務の執行について（平成17年度）  
補助金及び交付金の財務事務の執行について

所属名（財政局）

| 指 摘 事 項 (概 要)                                                                                                                                                                                                         |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 措 置 内 容                                                                                                                                                                                                               |  |
| 補助金等交付規則の制定                                                                                                                                                                                                           |  |
| 市の補助金等事務全般を規定するような規則がないため、補助金等交付要綱の規定内容に統一性を欠いたり、また、記載内容の不備も認められる。国においては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」により、国庫補助に関する補助金事務（補助金の交付申請、決定等その他補助金に係る予算の執行に関する基本的事項）について全般的に規定されていることから、市においても、その規定内容を参考にして、「大阪市補助金等交付規則」を設けるべきである。 |  |
| さらに各補助金等別の「補助金等交付要綱」において各補助等の個別事情に合った補助金等事務を規定することが必要である。                                                                                                                                                             |  |

「大阪市補助金等交付規則」を制定

平成18年2月24日付けで「大阪市補助金等交付規則」を公布し、平成18年4月1日から施行、平成18年度以降の予算により支出する補助金等について適用することとした。

また、平成18年3月2日付けで各局の予算担当課長に対し、大阪市補助金等交付規則の規定に沿って補助金等の交付に係る要綱を制定し又は見直すよう通知した。

監査の対象（健康福祉局所管居宅介護等運営助成）

所属名（健康福祉局）

| 指 摘 事 項                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 措 置 内 容                                                                                                                                                                                                                                                               |  |
| <p>決裁書類の決裁（閲了）日付欄の記載について</p> <p>交付通知を決裁する書類に決裁日（閲了日）の欄はあるものの、決裁日の記載が無かったため、実際の決裁日を確認することが不可能なものが多数認められた。市の説明によると、市では決裁書類の決裁（閲了）日付欄に日付が記載漏れとなるケースが多いとのことであった。決裁日の記載は文書規定に定めが無いが、文書マニュアルには記載方法が書かれている。発効日を明らかにするとともに、決裁判断を行った日を明確しておく為にも、決裁書類の決裁日欄に日付を記載することが必要である。</p> |  |
| <p>居宅介護事業運営助成については、継続的な助成ではなく、支援費制度移行に伴い、事業サービス基盤確保の考慮から短期間（3年間）を目途に民間業者の参入や利用者の状況を見ながら、事業の必要性を見極めることとしていた。</p> <p>本事業については、平成16年度末で終了していますが、今後の起案にあたっては、ご指摘を踏まえ、決裁（閲了）日付欄を記載するよう改善している。</p>                                                                          |  |

監査の対象（市民局所管大阪人権博物館 運営費補助金）

(同 常設展示リニューアル事業補助金)

所属名（市民局人権室）

| 指 摘 事 項 (概 要)                                                                                                                                                |  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 措 置 内 容                                                                                                                                                      |  |
| <p>補助金交付要綱の不備</p> <p>当該補助金については補助金交付要綱がない。補助目的及び補助金額算定方法等を明らかにし、行政の透明性確保の観点から市民に対して説明責任を果たせるように補助金交付要綱を整備する必要がある。</p>                                        |  |
| <p>補助金交付要綱については、平成18年4月1日に制定し、施行しています。</p>                                                                                                                   |  |
| <p>債務負担行為手続の不備</p> <p>平成16年度と平成17年度にリニューアルのための改修工事を行っており、それぞれ当該工事費を補助対象としている。改修工事期間は2年に及ぶが、単年度ごとに工事契約をしているという理由により、平成16年度において平成17年度工事の債務負担行為の議会承認を得ていない。</p> |  |

市の説明によると、「平成16年度の支出負担行為と平成17年度の支出負担行為は別々に行われたが、まず市が工事の直接の契約相手方ではなかったため債務負担行為をとる必要がなかった事、また本件事業は府・市の共同事業であり府も債務負担行為を行う予定がなかった事等の事情のため同行為を行わなかった。」とのことである。

債務負担行為にあたるか否かの市の判断は、「契約」という行為を市が直接行うか否かという点で判断している様子である。

しかし、債務負担行為の意義とは、単年度予算の考え方を原則とする下で将来の財政負担が確実に見込まれるものについて、あらかじめ他の予算事項とともに、議会承認を求めるところにある。常設展示リニューアル事業は、平成14年度に基本調査を行い、翌平成15年度にリニューアル工事に関する基本設計を行っている。改修工事はこの基本設計に従って行うため、設計完了時点においては改修工事の全容が概ね確定していたと考えられる。したがって、たとえ工事契約が年度毎に区分されていようとも、平成16年度の常設展示リニューアル工事開始時には、翌平成17年度にも市の負担が生じることは明らかであり、平成17年度になって当年度は補助しないとすることは現実的にはありえなかったと思われる。よって平成16年度時点で、平成17年度も市の負担が生じることが明らかであり、平成16年度に債務負担行為を行う必要があったものと考えられる。

同博物館の複数年度にまたがるリニューアル事業が発生した場合は、債務負担行為を行ってまいります。

監査の対象（健康福祉局所管 大阪人権博物館運営費補助金）  
所属名（健康福祉局）

| 指 摘 事 項                                                                                                                              |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 措 置 内 容                                                                                                                              |
| <p>補助金交付要綱の不備</p> <p>当該補助金については補助金交付要綱がない。人権博物館に対する市の支援姿勢や補助目的及び補助金額算定方法を明らかにし、行政の透明性確保の観点から市民に対して説明責任を果たせるように補助金交付要綱を整備する必要がある。</p> |
| <p>平成18年4月に「『大阪人権博物館』運営費補助金交付要綱」を制定。</p>                                                                                             |

監査の対象（健康福祉局所管 報告書の第4各補助金等に対する結果）  
所属名（健康福祉局）

| 指 摘 事 項                                                                                                                  |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 措 置 内 容                                                                                                                  |
| <p>交付要綱の不備</p> <p>補助金等（A）～（D）については補助金交付要綱がない。補助目的及び補助金額算定方法を明らかにし、行政の透明性の確保の観点から市民に対して説明責任を果たせるように補助金交付要綱を整備する必要がある。</p> |

ご指摘の趣旨を踏まえ、大阪市社会福祉協議会運営費等交付金交付要綱を整備いたしました。

概算払いの場合の精算期限の明確化について

補助金を概算払（金額は確定しないが、年度末より前に補助金を交付すること）で受けたときは、市会計規則第52条に「概算払を受けた者は、その用務終了後10日以内に精算しなければならない。」とあり精算書を局長等に提出しなければならないことになっているが、実際には5月18日に市社会福祉協議会から返戻金1,552千円の収納を受け、同日付での精算報告書の発行となっている。この点からは返戻金の収納につき期限（4月10日）どおりの手続きがされていないことになる。ところが他方、補助金交付通知書によると、「事業完了後45日以内に、収支決算書を添えて事業の実績を報告するとともに、関係法令を遵守すること。」となっており、概算払いの場合の補助金精算手続きについて、会計規則と補助金交付決定通知書との取扱いを整合させる必要がある。

概算払いにかかる会計規則と補助金交付決定通知書の記載内容の不一致については、平成16年度から補助金の支出に関し、前金払いから概算払いに変更していたにもかかわらず、書類上の精査を十分に行っていなかったことが原因と考えております。

平成17年度の補助金交付指令書においては、会計規則に基づく対応としております。

監査の対象（健康福祉局所管 報告書の第4各補助金等に対する結果）  
所属名（健康福祉局）

| 指 摘 事 項                                                                                                            |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 措 置 内 容                                                                                                            |
| <p>交付要綱の不備</p> <p>当該補助金については補助金交付要綱がない。補助目的及び補助金額算定方法を明らかにし、行政の透明性の確保の観点から市民に対して説明責任をはたせるように補助金交付要綱を整備する必要がある。</p> |
| <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、大阪市あんしんさぼーと事業（地域福祉権利擁護事業）運営補助金交付要綱を整備いたしました。</p>                                                     |

監査の対象（健康福祉局所管 報告書の第4各補助金等に対する結果）  
所属名（健康福祉局）

| 指 摘 事 項                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 措 置 内 容                                                                                                               |
| <p>補助金交付要綱の不備</p> <p>当該補助金については補助金交付要綱がない。補助目的及び補助金額算定方法を明らかにし、行政の透明性の確保の観点から市民に対して説明責任を果たせるように補助金交付要綱を整備する必要がある。</p> |

|                                                                                                                                        |                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>また、「COMVO」発行事業では毎年定額（12,000千円）を交付しているが、実際には、毎年「COMVO」作成経費のうち、広告料収入等の他の収入を除いた額を補助対象として市は考えており、補助対象事業費を明確にするためにも補助金交付要綱の設定が必要である。</p> |                                                                                                      |
|                                                                                                                                        | <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、大阪市ボランティア活動推進事業費補助金交付要綱を整備いたしました。</p>                                                  |
| ①補助金交付要綱の不備                                                                                                                            | <p>当該補助金については補助金交付要綱がない。補助目的及び補助金額算定方法等を明らかにし、行政の透明性の確保の観点から市民に対して説明責任を果たせるように補助金交付要綱を整備する必要がある。</p> |
|                                                                                                                                        | <p>ご指摘の趣旨を踏まえ、大阪市民啓発事業補助金交付要綱を整備いたしました。</p>                                                          |

監査の対象（健康福祉局 民間社会福祉施設職員福利厚生事業補助金）

所属名（健康福祉局）

|                                                              |                        |
|--------------------------------------------------------------|------------------------|
| 指 摘 事 項                                                      |                        |
|                                                              | 措 置 内 容                |
| <p>補助金交付要綱の不備<br/>補助金の交付事務について規定した要綱がなく、申請等書類の様式も定めていない。</p> |                        |
|                                                              | <p>補助金交付要綱を整備しました。</p> |

監査の対象（社会福祉法人大阪市社会福祉協議会への居宅介護事業運営助成）

所属名（健康福祉局）

|                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指 摘 事 項                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                            |
|                                                                                                                     | 措 置 内 容                                                                                                                                                                                                    |
| <p>補助金交付要綱の不備<br/>当該補助金については補助金交付要綱がない。補助目的及び補助金額算定方法等を明らかにし、行政の透明性の確保の観点から市民に対して説明責任を果たせるように補助金交付要綱を整備する必要がある。</p> |                                                                                                                                                                                                            |
|                                                                                                                     | <p>居宅介護事業運営助成については、継続的な助成ではなく、支援費制度移行に伴い、事業サービス基盤確保の考慮から短期間（3年）を目途に民間事業者の参入や利用者の状況を見ながら、事業の必要性を見極めることとしていたため、事務手続きについては要綱ではなく、決裁で定めていた。<br/>本事業については平成16年度末で終了していますが、今後、同様の事例が生じた場合は、ご指摘を踏まえ、要綱を整備します。</p> |

監査の対象（区在宅サービスセンター通所介護事業運営補助金）

所属名（健康福祉局）

|                                                                                                                                                                                   |                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 指 摘 事 項                                                                                                                                                                           |                                 |
|                                                                                                                                                                                   | 措 置 内 容                         |
| <p>補助金交付要綱の不備<br/>要綱等の設定は無く、事業決裁で交付決定しているとのことであるが、終期の定めなく継続的に交付している。補助目的及び補助金額算定方法等を明らかにし、行政の透明性の確保の観点から市民に対して説明責任を果たせるように補助金交付要綱を整備する必要がある。</p>                                  |                                 |
|                                                                                                                                                                                   | <p>平成17年度については、要綱を制定した。</p>     |
| <p>事業計画書等の提出不備<br/>市社協からの事業計画書及び補助金申請内訳の提出がない。これは、補助金の額につき上限を決めているが、返戻金（69千円）はあるものの、最終交付額はほぼ申請時の交付額を各区社協で調整しているため、検討する必要性がなくなったためと思われる。補助金の使途内容を事前に明らかにするために、事業計画書等の提出は必要である。</p> |                                 |
|                                                                                                                                                                                   | <p>平成17年度については、事業計画書を提出させた。</p> |

監査の対象（大阪市立障害者会館及び住吉老人福祉センター職員退職に伴う退職勧奨経費補助）

所属名（健康福祉局障害施設課）

|                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指 摘 事 項（概 要）                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                              |
|                                                                                                                                                                                                                             | 措 置 内 容                                                                                                                      |
| <p>文書記録の不十分<br/>(A) 市が退職加算金を負担する理由について<br/>特殊事情を市民に対して説明する責任もあることから、補助を行うにあたっての事案の具体的な背景、合理的かつ具体的な理由を文書で記録しておくべきであった。<br/>(B) 退職加算金の算定について<br/>十分な検討を行った事実を明らかにするためにも、また今後同様の補助を行う際の参考に資するためにも、詳細な検討過程を文書で記録しておくべきであった。</p> |                                                                                                                              |
|                                                                                                                                                                                                                             | <p>本市が退職加算金を補助金として負担する理由について及び退職加算金の算定について、文書記録が不十分であった点については、今後の補助金執行にあたり、補助金の支出理由や算出根拠を決裁上に明記するなど、適正な文書記録の保存に努めてまいりたい。</p> |

監査の対象（大阪市立障害者会館及び住吉老人福祉センター職員退職に伴う退職勧奨経費補助）

所属名（健康福祉局障害施設課）

|                                                                                                                                   |         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 指 摘 事 項（概 要）                                                                                                                      |         |
|                                                                                                                                   | 措 置 内 容 |
| <p>退職加算金の支給月数を一律としたことの妥当性について<br/>退職加算を行う場合にも勤続年数に応じた加算月数設定することが一般的かつ合理的と考えられるため、当該加算においても一律に24か月とするのではなく、勤続年数を加味すべきであったと考える。</p> |         |

退職加算金の支給月数を一律としたことについては、当該補助は定型的な補助ではないことから、過去の同様の事例を参考にしながら当該事例の状況を勘案し、決定したものであります。

しかしながら、全て一律ということではなく、定年までの残年数により加算額に一定の差をつけるなど、適正な加算額となるように対応してきたところです。

なお、本件は、市の政策的判断による委託先変更により発生したという特殊なものであり、今後は、本件を前例とした補助を行うことは考えておりません。

監査の対象（「あいりん」日雇労働者福利厚生費補助金（厚生事業））  
所属名（健康福祉局）

| 指 摘 事 項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 措 置 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |  |
| <p>決裁に記載された補助金の使途内訳と実際の補助金の使途実態の乖離</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |  |
| <p>日雇労働者福利厚生費については、日雇労働者の生活の安定と福祉の向上を図るため、昭和46年度より（財）西成労働福祉センターに補助を行っていたが、平成16年度末より事業の見直しを行い補助の廃止を行ったところである。</p> <p>この事業については、日雇労働者に対する相談窓口を設置し、相談員、事務員を置き、健康・医療に関する助言・指導を行い、必要に応じて家庭薬の支給、応急手当を行うとともに、健康保険の適用を受けることができない人への救済措置として、健康保険の適用を受けることができる人と同等の自己負担で受診できるよう福利厚生を図ってきたところである。</p> <p>これらにより、更生相談所の相談者の減少に繋がり生活保護費の抑制に寄与し、大阪社会医療センターの医療費の全額を免除となる患者の減少にも貢献しているが、今後は、決裁に記載された補助金の使途内訳と実際の補助金の使途実態の乖離がないよう努めます。</p> |  |

監査の対象（健康福祉局所管 民間施設整備資金利子補助金）  
所属名（健康福祉局）

| 指 摘 事 項                                                                             |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 措 置 内 容                                                                             |  |
| <p>債務負担行為の必要性</p> <p>利子補助制度の性格及び債務負担行為の意義から判断すると、やはり当初においては債務負担行為が必要であったと考えられる。</p> |  |
| <p>本制度については、計上された予算の範囲内において、対象法人の財務状況などを単年度ごとに精査する補助制度へと明確に位置付けるため、要綱の改正を行いました。</p> |  |

監査の対象（ゆとりとみどり振興局所管 社団法人 大阪フィルハーモニー協会補助金）  
所属名（ゆとりとみどり振興局 文化集客部文化振興課）

| 指 摘 事 項（概 要）                                                                                                                                                                                                   |  |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 措 置 内 容                                                                                                                                                                                                        |  |
| <p>（指摘事項概要）</p> <p>補助金交付要綱の不備</p> <p>市では、当該補助を行うことの根拠となる要綱はなく、補助目的等が不明確である。</p> <p>交付の最大の根拠として、少なくとも要綱を作成の上、当該特定の文化活動支援に対する市民の理解を得る努力を行い、市民にその補助内容を十分知らしめたいという理解が必要と考えられる。また、補助金額の算定基礎を明らかにするためにも要綱が必要である。</p> |  |

| 措 置 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <p>当該団体に対しての運営補助金を交付する根拠となる要綱を定めておらず、補助目的などが不明確である指摘について、平成18年4月1日に、「社団法人大阪フィルハーモニー協会運営補助金交付要綱」を制定し、要綱の第1条で、大阪フィルハーモニー交響楽団の運営等を行う社団法人大阪フィルハーモニー協会（以下、協会）に補助する目的、第2条で補助の対象となる事業を明記したところである。また、補助金額の算定基礎を明確にすることについては、当該補助金の内容が交響楽団の運営等を行う協会への運営補助であることから、当該団体から申請時に提出される「事業計画書」で当該年度の事業計画を詳細に把握したうえで、「収支予算書」により事業毎だけでなく協会全体の収支バランスを十分確認し、補助金交付決定を行うこととしている。</p> <p>また、交付決定の際だけでなく事業終了後提出される「事業実施報告書」「収支決算書」で事業の目的をどの程度達成しているか、目的に対して必要な取組みがなされているかといった視点で再確認を行っております。</p> <p>今後も補助金交付要綱等に照らし合わせ補助金の明確な交付決定、並びに協会での適正な執行管理がなされるよう指導監督を行っていくとともに、本市が大阪フィルハーモニー協会への活動を支援することについて市民の理解が得られるよう、大阪市（局）ホームページ等の媒体を通じ広く市民に知っていただけるよう努めてまいります。</p> |  |

・ 水道事業（平成15年度）  
監査の対象（水道事業について）  
所属名（水道局）

| 指 摘 事 項                                                                                                                                                                 |  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| 措 置 内 容                                                                                                                                                                 |  |
| <p>財務会計について</p> <p>下水道使用料徴収関係経費繰入</p>                                                                                                                                   |  |
| <p>水道料金は下水道使用料と同時に徴収しているため、水道局は都市環境局所管の下水道事業会計から徴収費用やコンピュータのオンライン開発経費等について応分の負担を求めており、営業外収益（雑収益－下水道使用料徴収関係経費繰入）に計上している。</p> <p>平成14年度における下水道事業会計の負担費用の内訳は以下のとおりである。</p> |  |

|               |          |
|---------------|----------|
| 下水道事業会計の負担費用  | 金額 (百万円) |
| ①下水道使用料徴収費    | 1,486    |
| ②オンライン開発経費    | 49       |
| ③その他オンライン開発経費 | 88       |
| 合計            | 1,624    |

上記のうち、②③については、確定金額に下水道事業会計の負担率を乗じて負担額を算出しているが、①については、水道局と都市環境局との協議によって金額を決定している。

①の下水道使用料徴収費の本来の算出方法は、水道局が料金徴収に係る人件費と物件費の積み上げ計算を行い、下水道事業会計の負担率を乗じることになるが、実際には下水道事業会計の財政状態を考慮して本来の負担額よりも少ない金額になっている。(水道局で推計した平成14年度の下水道事業会計の本来負担すべき額は2,513百万円であり、1,027百万円少なくなっている。但し、この額は都市環境局が合意したものではない。)

今後は、①の下水道使用料徴収費については、水道局と都市環境局で合理的な計算に基づき協議を行った上で、下水道事業会計から徴収すべきである。②のオンライン開発経費は平成12年度決算数値に基づいた金額であり、2年遅れで下水道事業会計から繰り入れている。平成12年度の決算数値が確定するのが平成13年度に入ってからとなるため、平成14年度予算での計上となってしまうとのことであるが、発生主義に基づき期ずれが生じないようにすべきである。

①の下水道使用料徴収経費につきましては、前年度決算の人件費・物件費を積み上げ、これに下水道事業会計負担率を乗じて計算した金額をもとに、下水道事業の負担額を決定することとなりました。

ただし、下水道事業の財政状態を考慮し、暫定措置として平成21年度までは、毎年計算した負担額を段階的に増やしていくこととなりました。

本来負担すべき額の全額繰入に向け、引き続き都市環境局と協議してまいります。(一部措置済み)

・ 病院事業 (平成13年度) のうち健康福祉局所管 4 市民病院分

監査の対象 (大阪市健康福祉局所管の 4 市民病院 (大阪市立総合医療センター・北市民病院・十三市民病院・住吉市民病院) の経営に係る事業の管理について)

所属名 (健康福祉局 総合医療センター)

| 指 摘 事 項 (概 要)                                                              |  |
|----------------------------------------------------------------------------|--|
| 措 置 内 容                                                                    |  |
| 市民病院事業の経営健全化計画について<br>計画のステップアップと市民への公表について<br>業績は確かに改善されているが、経営健全化計画が達成され |  |

たとしても、第1段階が終了したというだけに過ぎないといえる。今後については一般会計繰入金を適正な額に見直すことが必要であるとともに、経常収支 (損益) の均衡、さらに累積欠損金及び不良債務を縮減していくという目標に向かってステップアップしていくことが求められると考える。

現状での一般市民への公表は、経営健全化のために、さらにもどのような経営課題をクリアしていく必要があるのかという面での広報が充分に行われているとはいえず、今後の経営課題の全容を明らかにし、その中で実質的な進捗状況の開示が必要であると考えられる。

市民病院事業におきましては、平成15年度を初年度とした「第2次経営健全化計画」を策定し、「不良債務の縮減」と「経常収支の均衡」を目標に掲げ、鋭意経営改善に取り組んできたところでございます。しかしながら、医療を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、より一層の改善を進めるため、平成17年度に外部委員6名からなる「大阪市立市民病院経営検討委員会」を立ち上げ、重点的に取り組むべき経営改善項目について中間報告をいただきました。今後も引き続き、委員会の報告に基づき、経営の健全化に取り組んでまいります。

なお、本委員会の要綱や中間報告につきましては、大阪市のホームページで公開し、進捗状況の開示を行っております。また、委員会につきましても、開催予定をホームページで公開するとともに、一般傍聴も認めるなど広く市民に情報公開を行うよう取り組んでおります。

指 摘 事 項 (概 要)

措 置 内 容

看護専門学校、助産師学院の運営方針の見直し

大阪市立看護専門学校及び大阪市立助産師学院については、毎年、約5億円の一般会計からの繰入が行われている。平成12年度卒業生103名のうち大阪市への就職者は17名と少なくなってきた。設立当初においては、職員を自ら養成することには意義が認められていたと思われるが状況は変化しており、存続の可否も含め根本的に見直す必要があるのではないかと考える。

看護職員の養成施設につきましては、市民病院における看護職員の安定供給を目的に設置され、一定の役割を果たしてまいりましたが、近年は卒業生のうち大阪市に就職する者の割合は年々減少しております。

このような状況から、大阪市立市民病院経営検討委員会で、今後のあり方について検討していただき、「廃止することが適当である」との中間報告を踏まえ、看護専門学校は平成19年度から募集中止し、平成20年度末をもって廃止することといたしました。

また、助産師学院につきましては、大阪市立大学医学部に課程が設けておらず、厚生労働省通知におきましても存続が要望されていること、診療所における助産師確保が困難な現状にあることなどから、その必要性を注視しつつ、運営してまいります。

| 指 摘 事 項 (概 要) |         |
|---------------|---------|
|               | 措 置 内 容 |

看護師勤務体制の見直しと深夜タクシー利用代の節約  
 現在、看護師の勤務体制は8時間単位3交替制が採用されているが、勤務体制（出勤・退勤時間）の見直しを実施することにより、経費の相当部分の削減が可能になると考える。  
 即ち、現在準夜勤から深夜勤への交替が深夜に行われるため、準夜勤看護師はタクシーでの帰宅は大半となるが、たとえば、この交替時間をシフトすれば一般の交通機関を利用して帰宅可能となるためタクシー代の削減が可能になると考える。このシフト変更の影響により、8時間3交替制の継続が困難となる可能性はあるが、他病院での実施事例も調査しながら休憩時間の取り方の工夫、2交替制の検討、シフト変更ができる病棟からの段階的実施等を工夫することにより対応は可能ではないかと考える。

ご指摘を踏まえまして、看護師の勤務体制につきましては、3交替制を廃止し、変則2交替制や退出勤務の弾力的運用を図るなど、公共交通機関を利用した通勤が可能な勤務体制への検討を進めてまいりました。  
 平成18年度から、総合医療センターで3部署、北・十三・住吉については各1部署で勤務体制の変更を行ったところであり、今後も患者実態、医療安全面や医療機能を確保しつつ、他部署についても段階的に実施してまいります。

- 2(1) 通知を行った者の氏名  
 大阪市教育委員会委員長 加 茂 紀 夫
- (2) 通知を受けた日  
 平成18年5月31日
- (3) 講じた措置の内容  
 ・ 補助金及び交付金の財務事務の執行について（平成17年度）  
 監査の対象（大阪市人権博物館 運営補助金）  
 所属名（教育委員会事務局）

| 指 摘 事 項 |         |
|---------|---------|
|         | 措 置 内 容 |

補助金交付要綱の不備  
 当該補助金については補助金交付要綱がない。人権博物館に対する市の支援姿勢や補助目的及び補助金算定方法等を明らかにし、行政の透明性確保の観点から市民に対して説明責任を果たせるように補助金交付要綱を整備する必要がある。

ご指摘の補助金につきましては、特に交付要綱を定めず、各年度ごとに内容を精査し、関係者と合議のうえ交付の決定を行い、事務手続き等については、決裁で定めているほか、必要に応じて団体に指示をしてまいりましたが、ご指摘を踏まえ、平成18年度より要綱を制定いたしました。

(監査・人事制度事務総括局 監査部)

# 公 告

**大阪市交通局公告第3号**

一般競争入札を執行するので、次のとおり公示する。

平成18年10月20日

大阪市交通局長 岡本 勉

- 1 契約担当  
 〒550-8552 大阪市西区九条南1丁目12番62号  
 大阪市交通局総務部経理課 電話 06-6585-6252
- 2 入札に付すべき事項

| 物件番号 | 売 払 物 品                                                                            | 数 量       |
|------|------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| ①    | 各 種 鉄 く ず                                                                          | 14点       |
| ②    | 各 種 古 軌 条                                                                          | 1点        |
| ③    | 各 種 混 合 く ず そ の 1                                                                  | 8点        |
| ④    | 各 種 混 合 く ず そ の 2                                                                  | 1台        |
| ⑤    | 各 種 被 覆 銅 線                                                                        | 2点        |
| ⑥    | 中古作業用自動車その1<br>(ニッサン・バン)<br>初度登録年月：H7.7月、<br>型式：U-VRGE24<br>車体番号：VRGE24-679262     | 1両        |
| ⑦    | 中古作業用自動車その2<br>(ニッサン・バン)<br>初度登録年月：H8.5月、<br>型式：KC-VRGE24<br>車体番号：VRGE24-708043    | 1両        |
| ⑧    | 中古作業用自動車その3<br>(トヨタ・公共応急作業車)<br>初度登録年月：H8.7月、<br>型式：KC-LH113V<br>車体番号：LH1130124727 | 1両        |
| ⑨    | 中古作業用自動車その4<br>(トヨタ・公共応急作業車)<br>初度登録年月：H8.7月、<br>型式：KC-LY201<br>車体番号：LY2010003859  | 1両        |
| ⑩    | 遺 留 品 ( 貴 重 品 )                                                                    | 204点      |
| ⑪    | 遺 留 品 ( 各 種 傘 )                                                                    | 約6,750本   |
| ⑫    | 遺 留 品 ( 諸 雑 品 )                                                                    | 6カ月分      |
| ⑬    | 古 新 聞 他                                                                            | 3点        |
| ⑭    | 古 広 告 ポ ス タ ー                                                                      | 約45,000kg |
| ⑮    | 古 油                                                                                | 約35,000kg |
| ⑯    | 各 種 古 タ イ ヤ 等                                                                      | 1式        |

なお、⑭、⑮号物件については、当局が指定した日時に、指定する数量を引き取ること

- 3 下見日時、物件及び場所

平成18年10月26日（木）から30日（月）まで  
午前10時から正午まで及び午後1時から午後3時まで  
ただし、⑩号物件遺留品（貴重品）の下見は30日（月）のみ行う。

| 物件番号      | 場 所        | 住 所               |
|-----------|------------|-------------------|
| ①③⑥<br>～⑬ | 返納倉庫       | 住之江区緑木1丁目4番138号   |
| ①～④       | 森之宮保線倉庫    | 城東区森之宮1丁目6番115号   |
| ①⑭⑮       | 森之宮車両管理事務所 | 城東区森之宮1丁目6番115号   |
| ①⑭⑮       | 緑木車両管理事務所  | 住之江区緑木1丁目4番160号   |
| ①⑭⑮       | 中百舌鳥検車場    | 堺市北区長曾根町130番7号    |
| ①⑮⑯       | 自動車管理事務所   | 此花区西島4丁目1番11号     |
| ①⑮⑯       | 港営業所       | 港区福崎3丁目1番81号      |
| ①⑮⑯       | 住吉営業所      | 住吉区万代東3丁目5番22号    |
| ①⑮⑯       | 鶴町営業所      | 大正区鶴町4丁目11番55号    |
| ①⑮⑯       | 東成営業所      | 東成区大今里西3丁目2番11号   |
| ①⑮⑯       | 守口営業所      | 守口市京阪本通1丁目10番23号  |
| ①⑮⑯       | 中津営業所      | 北区中津6丁目9番32号      |
| ①⑮⑯       | 井高野営業所     | 東淀川区井高野4丁目3番59号   |
| ①⑮⑯       | 西島営業所      | 此花区西島4丁目1番11号     |
| ①⑮⑯       | 住之江営業所     | 住之江区新北島1丁目2番50号   |
| ①⑮⑯       | 長吉営業所      | 平野区長吉長原東3丁目10番18号 |
| ①⑮⑯       | 古市営業所      | 城東区関目2丁目17番45号    |
| ③⑭⑮       | 南港検車場      | 住之江区南港中6丁目1番5号    |
| ①②        | 長居保線倉庫     | 住吉区長居1丁目6番50号     |
| ①②        | 谷町南保線区     | 八尾市若林町1丁目36番      |
| ①⑭        | 東吹田検車場     | 吹田市南正雀4丁目10番1号    |
| ①⑭        | 鶴見検車場      | 鶴見区浜1丁目2番6号       |
| ⑭         | 大日検車場      | 守口市大日町1丁目1番1号     |
| ⑭         | 八尾車庫       | 八尾市若林町1丁目36番      |

なお、次の日時、場所において物件に関する案内を行う。  
平成18年10月30日（月）

| 物件番号 | 時刻                    | 場所   | 住所              |
|------|-----------------------|------|-----------------|
| ①～⑯  | 午 前<br>11時00分<br>説明開始 | 返納倉庫 | 住之江区緑木1丁目4番138号 |

4 引取期限

| 物件番号 | 引取期限           |
|------|----------------|
| ①～⑨⑯ | 平成18年11月30日（木） |
| ⑩～⑬  | 平成18年11月17日（金） |
| ⑭⑮   | 平成19年3月31日（土）  |

5 入札参加資格

平成16・17・18・19年度物品売払入札参加申請を行っていない者は、本市物品売払入札参加申請（以下「参加申請」という。）を財政局契約監理部審査課（電話06-4395-7141）において当該申請を行うこと。

（参加申請に要する書類）

- 物品売払参加申請書（本市発行）
- 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でない旨の誓約書
- 法人にあっては法人の登記事項証明書、個人にあっては住民票記載事項証明書その他の本人の住所を証する書類

（4）法人にあっては法務局発行の印鑑証明書、個人にあっては市区町村長発行の印鑑証明書  
※ただし、入札執行日の2日前までに財政局契約監理部審査課において参加申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

6 入札説明書の交付場所等

- 入札説明書の交付場所及び当該入札に関する問い合わせ先 1に同じ
- 入札説明書の交付方法

公告の日から平成18年10月30日（月）まで無償により交付する。

7 入札保証金

免除

8 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額

9 入札執行日時

平成18年10月31日（火）午前11時

10 入札執行場所

大阪市交通局総務部経理課入札室（1に同じ。）

11 入札の方法

物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

12 入札の無効

大阪市交通局契約規程（昭和42年大阪市交通事業管理規程第4号）第24条第1項各号のいずれかに該当する入札

（交通局総務部総務課）

大阪市教育委員会公告第24号

次の物件は、本市教育委員会の管理する用地に放置されており、事業推進の妨げになっているので、平成18年11月3日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、教育委員会委員長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

平成18年10月20日

大阪市教育委員会

委員長 加 茂 紀 夫

| No | 種 類                | 場 所            |
|----|--------------------|----------------|
| 1  | 普通自動車<br>（スズキ 白色）  | 東住吉区矢田3丁目20番地内 |
| 2  | 普通自動車<br>（ダイハツ 白色） | 東住吉区矢田3丁目18番地内 |
| 3  | 普通自動車<br>（ニッサン 緑色） | 東住吉区矢田3丁目18番地内 |

（教育委員会事務局総務部施設課）